

(案)

国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングに関する運営細則

平成~~29~~年~~12~~月~~15~~日
国家戦略特区ワーキンググループ座長決定令和6年8月●日一部改正1 目的・趣旨

国家戦略特区ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という）が開催するヒアリング（以下~~単に~~「ヒアリング」という。）における議論について、運営ルールの明確化により、その透明性及び公平性の更なる向上を図るため、これまでのワーキンググループの運営実績を踏まえ、国家戦略特区ワーキンググループ運営要領（平成~~25~~年5月~~10~~日国家戦略特区ワーキンググループ決定。~~以下「運営要領」という。~~）第4条及び第5条の規定に基づき、ヒアリングを実施する際の手続き並びに議事要旨配布資料及び議事録等（以下「配布資料等」という）の作成及び公開について必要な事項を定める。

2 ヒアリング

- (1) 座長は、提案に係る規制・制度改革事項の実現に向けて、委員が自治体、民間事業者等の提案者及び関係省庁（~~以下「提案者等」という。~~）から提案内容の説明及び意見聴取などを受けるため、ヒアリングを開催することができる。
- (2) ヒアリングでは特段の支障が無い限り、国家戦略特別区域諮問会議議員の同席を認めるものとする。
- (3) 座長は、提案者の希望に従い、会場の都合など特段の事情が無い限り、有意義な議論に資すると見込まれる場合、提案者以外の者について、ヒアリングへの陪席同席を認めることができる。ただし、その発言は認めないこととする。

3 議事録・配布資料及び議事録等要旨

- (1) 議事要旨及び議事録並びに配布資料等（以下、議事要旨等）の公表に当たっては、あらかじめ、配布資料を提出した提案者や発言者等に公表内容を確認するものとする。
- (2) 議事要旨配布資料等については、ヒアリング後出来るだけ速やかに公表するものとする。議事録についてはヒアリング後4年後を目途に、それぞれ公表するものとする。
- (3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、議事要旨配布資料等を公表することにより、提案者の利益が損なわれるなど国家戦略特区の制度運用に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、座長は、そのおそれが存すると認める間に限り、議事要旨配布資料等の全部又は一部を非公表とすることができる。
- (4) 議事録の公表に時間を要する場合や（3）の規定により議事録を非公表とする場合は、座長の判断により議事要旨を公表することも可能とする。2（2）に定め

(案)

~~る者の氏名及び役職は、提案者が特に希望する場合に限り、議事要旨等に掲載するものとする。~~

以 上

国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングに関する運営細則

平成 29 年 12 月 15 日

国家戦略特区ワーキンググループ座長決定

令和 6 年 8 月 ● 日

一 部 改 正

1 目的・趣旨

国家戦略特区ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という）が開催するヒアリング（以下「ヒアリング」という）における議論について、運営ルールの明確化により、その透明性及び公平性の更なる向上を図るため、これまでのワーキンググループの運営実績を踏まえ、国家戦略特区ワーキンググループ運営要領（平成 25 年 5 月 10 日国家戦略特区ワーキンググループ決定）第 5 条の規定に基づき、ヒアリングを実施する際の手続並びに配布資料及び議事録等（以下「配布資料等」という）の作成及び公開について必要な事項を定める。

2 ヒアリング

- (1) 座長は、提案に係る規制・制度改革事項の実現に向けて、委員が自治体、民間事業者等の提案者及び関係省庁から提案内容の説明及び意見聴取などを受けるため、ヒアリングを開催することができる。
- (2) ヒアリングでは特段の支障が無い限り、国家戦略特別区域諮問会議議員の同席を認めるものとする。
- (3) 座長は、有意義な議論に資すると見込まれる場合、提案者以外の者について、ヒアリングへの同席を認めることができる。

3 配布資料及び議事録等

- (1) 配布資料等の公表に当たっては、あらかじめ、配布資料を提出した者や発言者に公表内容を確認するものとする。
- (2) 配布資料等については、ヒアリング後出来るだけ速やかに公表するものとする。
- (3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、配布資料等を公表することにより、提案者の利益が損なわれるなど国家戦略特区の制度運用に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、座長は、そのおそれが存すると認める間に限り、配布資料等の全部又は一部を非公表とすることができる。
- (4) 議事録の公表に時間を要する場合や (3) の規定により議事録を非公表とする場合は、座長の判断により議事要旨を公表することも可能とする。

以 上

国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングに関する運営細則

平成29年12月15日

国家戦略特区ワーキンググループ座長決定

1 目的・趣旨

国家戦略特区ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という）が開催するヒアリング（以下単に「ヒアリング」という。）における議論について、運営ルールの明確化により、その透明性及び公平性の更なる向上を図るため、これまでのワーキンググループの運営実績を踏まえ、国家戦略特区ワーキンググループ運営要領（平成25年5月10日国家戦略特区ワーキンググループ決定。以下「運営要領」という。）第4条及び第5条の規定に基づき、ヒアリングを実施する際の手続き並びに議事要旨及び議事録の作成及び公開について必要な事項を定める。

2 ヒアリング

- (1) 座長は、提案に係る規制改革事項の実現に向けて、委員が自治体、民間事業者等の提案者及び関係省庁（以下「提案者等」という。）から提案内容の説明及び意見聴取などを受けるため、ヒアリングを開催することができる。
- (2) 座長は、提案者の希望に従い、会場の都合など特段の事情が無い限り、提案者以外の者の陪席を認めることができる。ただし、その発言は認めないこととする。

3 議事録・議事要旨

- (1) 議事要旨及び議事録並びに配布資料（以下、議事要旨等）の公表に当たっては、あらかじめ、提案者等に公表内容を確認するものとする。
- (2) 議事要旨についてはヒアリング後速やかに、議事録についてはヒアリング後4年後を目途に、それぞれ公表するものとする。
- (3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、議事要旨等を公表することにより、提案者の利益が損なわれるなど国家戦略特区の制度運用に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、座長は、そのおそれが存すると認める間に限り、議事要旨等の全部又は一部を非公表とすることができる。
- (4) 2 (2) に定める者の氏名及び役職は、提案者が特に希望する場合に限り、議事要旨等に掲載するものとする。

以 上

国家戦略特区ワーキンググループ運営要領

〔平成 25 年 5 月 10 日〕
〔国家戦略特区ワーキンググループ〕

（運営）

第 1 条 国家戦略特区ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）の議事の手続その他ワーキンググループの運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（開催）

第 2 条 ワーキンググループは、座長が招集する。

（議事）

第 3 条 ワーキンググループは、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、座長は、やむを得ない理由によりワーキンググループを開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面をワーキンググループ委員に送付し、その意見を徴することをもって、ワーキンググループに代えることができる。

（審議の内容等の公表）

第 4 条 座長は、ワーキンググループの内容等を適当と認める方法により、公表する。

（雑則）

第 5 条 この運営要領に定めるもののほか、ワーキンググループに関し必要な事項は、座長が定める。

国家戦略特区の今後の進め方について

2024. 6. 4
大槻 奈那
垣内 俊哉
越塚 登
菅原 晶子
中川 雅之

1. 「地域課題解決連携特区(連携“絆”特区)」の取組について

我が国は、未曾有の少子化・高齢化、人手不足、物価高騰に加え、厳しい国際競争に晒されており、内外環境変化の中で、都市・地方に関わりなく、国民一人ひとりがより豊かさを実感できる新しい社会像を切り拓いていく必要がある。具体的には、高齢化や都市への人口流出等による人手不足といった深刻な状況の中で、地域の存立そのものが危機に晒されるなど、これまでの制度の枠組みを前提とするやり方では地域住民の生活が維持できかねない厳しい状況が見られる。他方、ITを核に世界がボーダーレス化する中で、地域が生き残りをかけて、海外の人材・技術・資金と地域を結びつけ、これらを地域の活力として取り込みつつ、新たなあり方を模索する動きも見られる。

こうした中、今般、国家戦略特区制度において、地域における産官学等の多様なプレイヤーの連携の下、共通の課題を有する他の自治体とも連携を進め、地域・社会が抱える深刻な課題を解決していく、いわゆるボトムアップ型の「連携“絆”特区」の取組を進めることは、時機を得たものである。政府においては、昨年12月の構想立ち上げから約半年の短期間で19の地域から新たな提案を受け付け、特区WGを活用しつつ、精力的に議論を進め、関係府省庁において連携・調整し規制改革提案を実現すべく、真摯に取り組んできたと評価できる。その結果、今回、ドローンという新技術の早期実装を図りつつ、買い物困難等の住民生活に直結する地域の課題解決に新たな角度から取り組む福島県及び長崎県の取組、また、主として外国人材の受入環境整備など地域の抱える人手不足対策に取り組みつつ、半導体産業を念頭に海外のリソースを地域経済に取り込み産業拠点を形成して我が国全体の産業競争力強化を目指す宮城県及び熊本県の取組は、我が国が抱える経済社会上の喫緊の課題に応えるものであり、今般、国家戦略特区として指定し、その取組を推進していくことは適切であると考えられる。

他方、今般の指定候補地域においては、自治体のみならず地域内の事業者、大学等を含めたオール地域での推進体制を構築するとともに、同様の課題を有する地域間の連携も深め、今回の提案にとどまらず、地域・社会課題解決の先導地域として継続的に規制改革に取り組むことが強く期待される。

また、地域・社会が抱える課題が、交通・観光、子ども・教育、医療・福祉、女性・外国人・障害者など多様に広がる中で、政府においても、今回の特区指定の対象とならなかった自治体からの提案や新たな提案も含めて、今後とも、全国の深刻な地域・社会課題に真摯に向き合い、時代・技術の変化と地域の実情に即した規制・制度改革の実現に向け、引き続き着実に取り組んでいく必要がある。

2. 「金融・資産運用特区」の取組を後押しする国家戦略特区としての取組について

デジタル・産業技術の急速な進展等を背景に、世界では、国・地域・企業・団体・個人といった主体がグローバルに生み出される膨大なマネーを如何に自己に有利な形で運用し、富につなげるかという熾烈な競争が進んでおり、厳しい金融環境において、我が国も、海外マネーそのものに加え、国際的な金融人材・技術を我が国に如何に取り込み、その集積を背景に、国際競争にどう打ち勝っていくかが喫緊の課題となっている。こうした背景の下、政府において、「金融・資産運用特区」の取組が発表され、国家戦略特区制度においても、これを後押ししていくことは、我が国の今後の金融環境及び経済社会のあり方を見据えると、極めて重要な取組と言える。

その意味で、「金融・資産運用特区」として提案のあった4地域のうち、既に国家戦略特区として指定されている東京、大阪、福岡に加え、地域のポテンシャルを活かし、様々な投資が期待されるGX関連産業と金融機能の集積を有機的に連携させる、これまでにない構想を提案した北海道・札幌市を国家戦略特区として指定することは適切である。

但し、今回の規制改革で具体化された内容は、GX関連など先進的な事項も見られる一方、例えば行政手続きの英語化は、現行システムと特区自治体の支援を前提とした当面の対応であり、昨年9月に総理が米国で公表された「英語のみで行政手続きを完結させる」という目標に向けて、更なる取組が必要である。我が国の金融機能が欧米・アジアの金融センターに大きく遅れをとる中で、金融庁と資産・運用特区地域が先導し、規制・制度所管省庁も厳しい状況認識や目標を共有した上で、更に革新的な規制・制度改革が継続して提案・実現されることを期待したい。

特に、今回新たに特区指定候補となった北海道・札幌市は、特区WGでも指摘されたように、具体的なプレーヤーやアーキテクトを設定し、構想の具体化を図ることが重要である。また、GXと金融という組み合わせが、如何に相互補完的に連携して波及効果を発揮させるかは、今後の特区運営の中で明確にされていく必要がある。また、北海道・札幌市が呼び込むマネーの多くが結果として国外に流出することのないよう、如何に地域及び我が国全体に裨益させるかという点も重要となる。これらの観点から、北海道・札幌市及び国において、取組をしっかりとレビューしつつ、継続的かつ着実に規制改革の取組を進めるべきである。

3. 国家戦略特区制度を巡る環境変化の中で今後特に取組を要する事項について

- ① 今回の「地域課題解決連携特区(連携“絆”特区)」の構想においても示されているように、国家戦略特区制度の創設から約10年が経過し、我が国を取り巻く経済社会環境が大きく変化する中で、例えば、国家戦略特区法上の特区支援のための利子補給事業の利用が、限定された制度枠組のために、これまで2件の実績しかないなど、制度当初は、規制改革以外の財政・金融支援などは、総じて重視されていなかった部分があることは否めない。疲弊が進む地方の状況など、厳しさを増す我が国の実情を踏まえると、課題解決に向けた先進的な技術やサービスを活用した先駆的取組は、規制・制度改革に加えて、デジ田交付金など財政・金融面も含めて包括的に後押しし、国と自治体、事業者が連携して新たな経済社会の形を切り拓いていく必要がある。その際、

特区地域の事業を念頭に置いた支援のみならず、特区における成果を全国に波及させる観点から、特区地域での事業の成果やそのエビデンスを収集するための取組・支援や、特区事業を立ち上げようとする地域への支援など、特区を通じた規制・制度改革に広がりを持たせる取組も極めて重要となる。

このため、政府においては、地域の声に寄り添いつつ、前例や制度当初の環境を前提にした現行の仕組みにとらわれず、財政・金融面も含めた効果的な特区に関連する取組の推進のあり方の検討を期待したい。

- ②国内外を問わず、経済社会を巡る環境変化を踏まえれば意思決定にはこれまで以上のスピード感が求められるが、約10年前にスタートした国家戦略特区では、例えば各特区指定区域が特例を活用した特定事業を追加する度に、区域会議と諮問会議の議を経ることとなっている。岩盤規制改革や法制度の見直しなど、重要な内容では厳格な審議プロセスを確保することを堅持しつつ、案件に比して手続が重厚、形式的となっているものがないか、国家戦略特区諮問会議の付議事項や国家戦略特区区域会議の開催方法などを検証し、内容に応じて合理的かつ迅速な意思決定ができるよう、改善策を検討すべきである。同時に、**国家戦略特区諮問会議に付議される議題については、諮問会議(民間議員)と案件の具体的な議論・検討を行う特区WGが連携し、取組み方針等に係る相互の共通認識を適宜確認し円滑な運営が行えるよう十分に配慮することが重要である。**
- ③国家戦略特区制度の本旨は、特区地域で成果を上げることのみならず、特区において実証された規制・制度改革の成果を我が国全体に均てんし、我が国経済社会全体の発展に寄与することである。特区提案については特区WG等での各府省庁との協議の結果、当初から全国措置化されるものも多く、令和5年度全体で全国単位での規制改革が20件実現したことは高く評価できる。一方、現行の特区特例措置についても、早期に全国展開につなげる方策を特区WG等を通じて具体的に検討し早期に実行すべきである。